

○「令和3年4月改正版」むつ市介護予防マネジメントマニュアルの変更点  
「むつ市介護予防マネジメントマニュアル」は平成29年度介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）が開始されるにあたり作成されました。令和3年度介護報酬改定に伴い、一部変更を行いました。令和3年度4月改正版の変更点はマニュアル中で赤字標記しています。変更点については以下のようになっておりますので併せてご参照ください。

	変更前	変更後
目次	<p>第1章 介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p>1 高齢者を取り巻く環境・・・・・・・・・・ 2</p> <p>2 「介護予防・日常生活支援総合事業」とは・・ 2</p> <p>3 むつ市の総合事業・・・・・・・・・・ 3</p> <p>4 一般介護予防事業とは・・・・・・・・・・ 4</p> <p>5 介護予防・生活支援サービス事業とは・・ 5</p> <p>6 申請からサービス利用までの流れ・・ 7</p> <p>7 基本チェックリストについて・・ 9</p> <p>8 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出・・・・・・・・・・ 14</p> <p><del>9 要支援認定者の総合事業への移行イメージ・・ 14</del></p> <p><del>10 事業対象者の有効期限・・・・・・・・・・ 15</del></p> <p><del>11 事業対象者の区分支給限度額・・・・・・・・ 15</del></p> <p><del>12 利用者負担・・・・・・・・・・ 17</del></p> <p><del>13 要介護認定等の申請期間中のサービス利用と費用の関係・・・・・・・・・・ 17</del></p> <p><del>14 事業所の指定・・・・・・・・・・ 18</del></p> <p><del>15 サービスコードの使用について・・ 19</del></p> <p>16 住所地特例者に対する地域支援事業の実施・・ 20</p> <p>17 生活保護法における介護扶助について・・ 22</p> <p>第2章 介護予防ケアマネジメント</p> <p>1 事業内容・・・・・・・・・・ 23</p> <p>2 介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方・・・・・・・・・・ 24</p> <p>3 介護予防ケアマネジメントの類型と考え方・・ 25</p> <p>4 利用者との契約・・・・・・・・・・ 25</p> <p>5 介護予防ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）・・・・・・・・・・ 26</p> <p>6 介護予防ケアマネジメントの報酬・・・・・・・・ 32</p> <p>7 介護予防ケアマネジメント費の請求・・ 32</p>	<p>第1章 介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p>1 高齢者を取り巻く環境・・・・・・・・・・ 2</p> <p>2 「介護予防・日常生活支援総合事業」とは・・ 2</p> <p>3 むつ市の総合事業・・・・・・・・・・ 3</p> <p>4 一般介護予防事業とは・・・・・・・・・・ 4</p> <p>5 介護予防・生活支援サービス事業とは・・ 5</p> <p>6 申請からサービス利用までの流れ・・ 7</p> <p>7 基本チェックリストについて・・ 9</p> <p>8 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出・・・・・・・・・・ 14</p> <p>9 事業対象者の有効期限・・・・・・・・・・ 14</p> <p>10 事業対象者の区分支給限度額・・・・・・・・ 15</p> <p>11 利用者負担・・・・・・・・・・ 16</p> <p>12 要介護認定等の申請期間中のサービス利用と費用の関係・・・・・・・・・・ 16</p> <p>13 住所地特例者に対する地域支援事業の実施・・ 17</p> <p>14 生活保護法における介護扶助について・・ 20</p> <p>第2章 介護予防ケアマネジメント</p> <p>1 事業内容・・・・・・・・・・ 21</p> <p>2 介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方・・・・・・・・・・ 22</p> <p>3 介護予防ケアマネジメントの類型と考え方・・ 23</p> <p>4 利用者との契約・・・・・・・・・・ 23</p> <p>5 介護予防ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）・・・・・・・・・・ 24</p> <p>6 介護予防ケアマネジメントの報酬・・・・・・・・ 30</p> <p>7 介護予防ケアマネジメント費の請求・・ 30</p>
2	全国的に起きている高齢者を取り巻く環境はむつ市も例外ではなく、団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年には、	全国的に起きている高齢者を取り巻く環境はむつ市も例外ではなく、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）には、
4	具体的な事業内容は、随時むつ市HPや高齢者福祉・介護保険ガイドブックでご紹介します。	具体的な事業内容は、随時むつ市ホームページや高齢者福祉・介護保険ガイドブックでご紹介します。
5	居宅において支援を受ける要支援者及び基本チェックリストにより事業対象者に該当した第1号被保険者となります。	居宅において支援を受ける要支援者及び基本チェックリストにより事業対象者に該当した第1号被保険者（以下、「事業対象者」という。）となります。

5

[表 1]

**介護予防・生活支援サービス事業** 対象者 ①居宅において支援を受ける**要支援者**  
②基本チェックリストに該当した者  
(以下、「**事業対象者**」という。)

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

①訪問型サービス (※訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。)  
○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

サービス種類	①訪問型サービス (現行の訪問介護)	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (雇用労働者によるサービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービスの提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースでサービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース ・認知機能の低下により日常生活に支障がある ・認知機能の低下により日常生活に支障がある ・認知機能の低下により日常生活に支障がある ・認知機能の低下により日常生活に支障がある ・認知機能の低下により日常生活に支障がある	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等 ・「多様なサービス」の利用を促進	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等 ・「多様なサービス」の利用を促進	○体の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のよう訪問介護員によるサービスが必要なケース ・認知機能の低下により日常生活に支障がある ・認知機能の低下により日常生活に支障がある ・認知機能の低下により日常生活に支障がある ・認知機能の低下により日常生活に支障がある
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	訪問型サービスDに準じる
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	

[表 1]

**介護予防・生活支援サービス事業** ※削除

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

①訪問型サービス (※訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。)  
○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

サービス種類	①訪問型サービス (現行の訪問介護)	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (雇用労働者によるサービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービスの提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のよう訪問介護員によるサービスが必要なケース ・認知機能の低下により日常生活に支障がある ・認知機能の低下により日常生活に支障がある ・認知機能の低下により日常生活に支障がある ・認知機能の低下により日常生活に支障がある	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等 ・「多様なサービス」の利用を促進	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等 ・「多様なサービス」の利用を促進	○体の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のよう訪問介護員によるサービスが必要なケース ・認知機能の低下により日常生活に支障がある ・認知機能の低下により日常生活に支障がある ・認知機能の低下により日常生活に支障がある ・認知機能の低下により日常生活に支障がある
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	訪問型サービスDに準じる
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	

6

【送迎あり】390円/回(1割負担)、780円/回(2割負担)、1,170円(3割負担)  
【送迎なし】308円/回(1割負担)、616円/回(2割負担)、942円(3割負担)

2. 対象者  
① 要支援認定者、事業対象者  
※事業対象者の場合、基本チェックリストの項目がプログラムごとに該当する方(例えば、運動機能向上プログラムの場合、No.6~10までの5項目のうち3項目以上に該当する方)、またはNo.1~20までの20項目のうち10項目以上に該当する方。  
② 要支援認定者、事業対象者であっても、他の通所型サービス、介護予防通所リハビリテーション、介護予防小規模多機能型居宅介護を利用している場合は対象外。

3. サービス利用の流れ  
② 決定通知と依頼通知  
本庁担当課が、利用者およびサービス事業所に、各々利用決定(却下)通知書、依頼通知書を送付します。  
③ ケアプラン作成  
地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所が利用者宅を訪問し、ケアマネジメントを実施し、ケアプランを作成します。  
④ サービス担当者会議、ケアプランの交付  
地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所、利用者、サービス事業所の間でサービス担当者会議を実施します。地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所は利用者にケアプランを交付します。

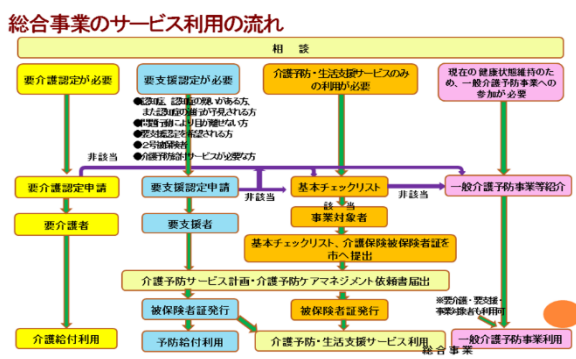
【送迎あり】397円/回(1割負担)、794円/回(2割負担)、1,191円(3割負担)  
【送迎なし】314円/回(1割負担)、628円/回(2割負担)、942円(3割負担)

2. 対象者  
要支援認定者、事業対象者であって、他の通所型サービス、介護予防通所リハビリテーション、介護予防小規模多機能型居宅介護を利用していない方が対象です。

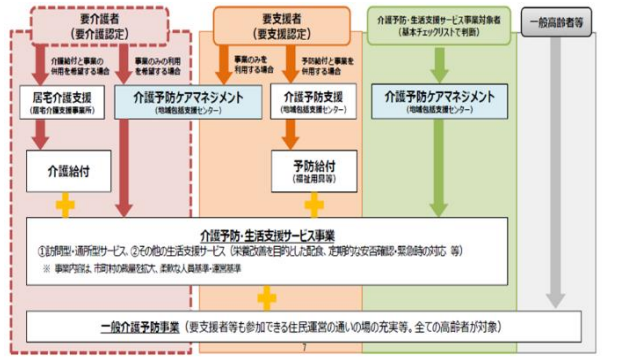
3. サービス利用の流れ  
② 決定通知と依頼通知  
本庁担当課が、利用者およびサービス事業所に、各々利用決定(却下)通知書、依頼通知書を送付します。  
③ 介護予防ケアプラン作成  
地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所が利用者宅を訪問し、介護予防ケアマネジメントを実施し、介護予防ケアプランを作成します。  
④ サービス担当者会議、介護予防ケアプランの交付  
地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所、利用者、サービス事業所の間でサービス担当者会議を実施します。地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所は利用者に介護予防ケアプランを交付します。

7

[図 3]



[図 3]



7	例えば、認知症、認知症の疑いがある方、また認知症の進行が予見される方、 <b>問題行動により目が離せない方</b> 、	例えば、認知症、認知症の疑いがある方、また認知症の進行が予見される方、 <b>常時見守りが必要な方</b> 、																
8	サービス事業の対象者は、要支援認定者と従来の要支援者に相当する者であって、 <b>基本チェックリストにより該当した者（以下、「事業対象者」という。）</b> です。基本チェックリストにより <b>事業対象者と認定することで、訪問型サービス等について簡便に迅速なサービス利用が可能となります。</b>	サービス事業の対象者はこれまで、要支援認定者と事業対象者に限定されていましたが、対象者の弾力化が図られ、令和3年度より要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受ける前から住民主体による総合事業の住民主体のサービス（BまたはD）を継続的に利用していた居宅要介護被保険者も対象となりました。（むつ市での該当サービスはありません。）																
12	(例1) <b>平成29年</b> 4月30日認定切れの場合は、 (例2) <b>平成29年</b> 5月31日認定切れの場合は、	(例1) <b>令和3年</b> 4月30日認定切れの場合は、 (例2) <b>令和3年</b> 5月31日認定切れの場合は、																
13																		
14	<b>第1章-9 要支援認定者の総合事業への移行イメージ</b>	削除																
15	<p>[表3] 要支援・事業対象者の区分支給限度額</p> <table border="1" data-bbox="220 1218 794 1480"> <thead> <tr> <th>利用者区分</th> <th>区分支給限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業対象者</td> <td>要支援1相当 5,003単位 ※介護予防ケアマネジメントにおいては、指定事業所によるサービス以外の多様なサービス等の利用状況も勘案してケアプランを作成することが適当であり、利用者の状態<sup>※</sup>によっては、5,003単位を超えることができる。 ⇒その場合の上限10,473単位（現行の要支援2相当）</td> </tr> <tr> <td>要支援1</td> <td>5,003単位</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>10,473単位</td> </tr> </tbody> </table>	利用者区分	区分支給限度額	事業対象者	要支援1相当 5,003単位 ※介護予防ケアマネジメントにおいては、指定事業所によるサービス以外の多様なサービス等の利用状況も勘案してケアプランを作成することが適当であり、利用者の状態 <sup>※</sup> によっては、5,003単位を超えることができる。 ⇒その場合の上限10,473単位（現行の要支援2相当）	要支援1	5,003単位	要支援2	10,473単位	<p>[表3] 要支援・事業対象者の区分支給限度額</p> <table border="1" data-bbox="869 1218 1444 1480"> <thead> <tr> <th>利用者区分</th> <th>区分支給限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業対象者</td> <td>要支援1相当 5,032単位 ※介護予防ケアマネジメントにおいては、指定事業所によるサービス以外の多様なサービス等の利用状況も勘案してケアプランを作成することが適当であり、利用者の状態<sup>※</sup>によっては、5,032単位を超えることができる。 ⇒その場合の上限10,531単位（現行の要支援2相当）</td> </tr> <tr> <td>要支援1</td> <td>5,032単位</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>10,531単位</td> </tr> </tbody> </table>	利用者区分	区分支給限度額	事業対象者	要支援1相当 5,032単位 ※介護予防ケアマネジメントにおいては、指定事業所によるサービス以外の多様なサービス等の利用状況も勘案してケアプランを作成することが適当であり、利用者の状態 <sup>※</sup> によっては、5,032単位を超えることができる。 ⇒その場合の上限10,531単位（現行の要支援2相当）	要支援1	5,032単位	要支援2	10,531単位
利用者区分	区分支給限度額																	
事業対象者	要支援1相当 5,003単位 ※介護予防ケアマネジメントにおいては、指定事業所によるサービス以外の多様なサービス等の利用状況も勘案してケアプランを作成することが適当であり、利用者の状態 <sup>※</sup> によっては、5,003単位を超えることができる。 ⇒その場合の上限10,473単位（現行の要支援2相当）																	
要支援1	5,003単位																	
要支援2	10,473単位																	
利用者区分	区分支給限度額																	
事業対象者	要支援1相当 5,032単位 ※介護予防ケアマネジメントにおいては、指定事業所によるサービス以外の多様なサービス等の利用状況も勘案してケアプランを作成することが適当であり、利用者の状態 <sup>※</sup> によっては、5,032単位を超えることができる。 ⇒その場合の上限10,531単位（現行の要支援2相当）																	
要支援1	5,032単位																	
要支援2	10,531単位																	
18	<b>第1章-14 事業所の指定</b>	削除																
19	<b>第1章-15 サービスコードの使用について</b>	削除																
23	<table border="1" data-bbox="220 1597 805 1771"> <tr> <td>報酬単価</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防ケアマネジメント費 430単位</li> <li>初回加算 300単位</li> <li>介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>-[表8]-</p>	報酬単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防ケアマネジメント費 430単位</li> <li>初回加算 300単位</li> <li>介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位</li> </ul>	<table border="1" data-bbox="869 1597 1455 1771"> <tr> <td>報酬単価</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防ケアマネジメント費 438単位</li> <li>初回加算 300単位</li> <li>委託連携加算 300単位</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>削除</p>	報酬単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防ケアマネジメント費 438単位</li> <li>初回加算 300単位</li> <li>委託連携加算 300単位</li> </ul>												
報酬単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防ケアマネジメント費 430単位</li> <li>初回加算 300単位</li> <li>介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位</li> </ul>																	
報酬単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防ケアマネジメント費 438単位</li> <li>初回加算 300単位</li> <li>委託連携加算 300単位</li> </ul>																	
25	(2) 介護予防ケアマネジメント利用の手続き <b>-(以下、利用者宅で実施)-</b>	(2) 介護予防ケアマネジメント利用の手続き																
26	現行の訪問介護相当・通所介護相当サービス利用の提供票・利用票は <b>現行の</b> 介護予防支援と同様の取扱いとします。	訪問介護相当・通所介護相当サービス利用の提供票・利用票は介護予防支援と同様の取扱いとします。																

29	<p>更新時<sup>レ</sup> (プランの見直し)<sup>レ</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 基本チェックリスト (評価修了時に実施したもの)<sup>レ</sup></li> <li><input type="checkbox"/> プログラム参加に係るチェックシート ※活用した場合<sup>レ</sup></li> <li><input type="checkbox"/> 介護予防サービス・支援計画書<sup>レ</sup></li> <li><input type="checkbox"/> 利用票 (変更月のみ) ※利用票がある場合<sup>レ</sup></li> <li><input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証写し<sup>レ</sup></li> <li><input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証写し<sup>レ</sup></li> </ul> <p>その他<sup>レ</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> サービス担当者会議録 (ヘルパーの隔週以下の利用、通院支援の場合。その他、各包括で確認の必要があると判断した場合)<sup>レ</sup></li> <li>※ その他、ケースに応じて、各包括が必要と判断したものの提出を行う<sup>レ</sup></li> </ul>	<p>更新時<sup>レ</sup> (プランの見直し)<sup>レ</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 基本チェックリスト (評価終了時に実施したもの)<sup>レ</sup></li> <li><input type="checkbox"/> プログラム参加に係るチェックシート ※活用した場合<sup>レ</sup></li> <li><input type="checkbox"/> 介護予防サービス・支援計画書<sup>レ</sup></li> <li><input type="checkbox"/> 利用票 (変更月のみ) ※利用票がある場合<sup>レ</sup></li> <li><input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証写し<sup>レ</sup></li> <li><input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証写し<sup>レ</sup></li> </ul> <p>その他<sup>レ</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> サービス担当者会議録 (ヘルパーの隔週以下の利用、通院支援の場合や軽度者の福祉用具貸与の場合。その他、各包括で確認の必要があると判断した場合)<sup>レ</sup></li> <li>※ その他、ケースに応じて、各包括が必要と判断したものの提出を行う<sup>レ</sup></li> </ul>								
30	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">類 型<sup>レ</sup></th> <th style="width: 70%;">報 酬<sup>レ</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">介護予防ケアマネジメントA<sup>レ</sup></td> <td>           430単位<sup>レ</sup>            ○介護予防ケアマネジメント初回加算 300単位<sup>レ</sup>            ○介護予防ケアマネジメント小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位<sup>レ</sup> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; font-weight: bold;">介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 現行の介護予防支援における基準に準じて算定できます。</p>	類 型 <sup>レ</sup>	報 酬 <sup>レ</sup>	介護予防ケアマネジメントA <sup>レ</sup>	430単位 <sup>レ</sup> ○介護予防ケアマネジメント初回加算 300単位 <sup>レ</sup> ○介護予防ケアマネジメント小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位 <sup>レ</sup>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">類 型<sup>レ</sup></th> <th style="width: 70%;">報 酬<sup>レ</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">介護予防ケアマネジメントA<sup>レ</sup></td> <td>           438単位<sup>レ</sup>            ○介護予防ケアマネジメント初回加算 300単位<sup>レ</sup>            ○委託連携加算 300単位<sup>レ</sup> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; font-weight: bold;">委託連携加算 (R3新設) 利用者1人につき指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り算定できます。</p>	類 型 <sup>レ</sup>	報 酬 <sup>レ</sup>	介護予防ケアマネジメントA <sup>レ</sup>	438単位 <sup>レ</sup> ○介護予防ケアマネジメント初回加算 300単位 <sup>レ</sup> ○委託連携加算 300単位 <sup>レ</sup>
類 型 <sup>レ</sup>	報 酬 <sup>レ</sup>									
介護予防ケアマネジメントA <sup>レ</sup>	430単位 <sup>レ</sup> ○介護予防ケアマネジメント初回加算 300単位 <sup>レ</sup> ○介護予防ケアマネジメント小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位 <sup>レ</sup>									
類 型 <sup>レ</sup>	報 酬 <sup>レ</sup>									
介護予防ケアマネジメントA <sup>レ</sup>	438単位 <sup>レ</sup> ○介護予防ケアマネジメント初回加算 300単位 <sup>レ</sup> ○委託連携加算 300単位 <sup>レ</sup>									